The 37th Ordinary General Meeting of Shareholders

第37回定時株主総会招集ご通知

2024年11月28日(木)

株式会社ジンズホールディングス

証券コード 3046

Magnify Life

まだ見ぬ、ひかりを

株主各位

証券コード3046
2024年11月12日

群馬県前橋市川原町二丁目26番地４
株式会社ジンズホールディングス
代表取締役CEO 田中 仁
（電子提供措置の開始日 2024年11月６日）

第37回 定時株主総会招集ご通知

拝啓
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第37回定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://jinsholdings.com/jp/ja/ir/library/stockholdersmeeting/

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（ジンズホールディングス）又は証券コード（3046）（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席いただけない場合には、書面又はインターネットにより議決権を行使いただけます。電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2024年11月27日（水）午後６時30分までに「事前議決権行使のご案内（２ページ）」に従って議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

日　　時　2024年11月28日（木曜日）午前10時（受付開始午前９時）
場　　所　東京都千代田区神田錦町三丁目１番地　安田シーケンスタワー２階
目的事項
報告事項
1. 第37期（2023年９月１日から2024年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第37期（2023年９月１日から2024年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

1．第37回定時株主総会におきましては、株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。
2．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
3．電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
4．書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、下記事項は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
・連結注記表　・計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）　・計算書類に係る会計監査報告
・会社の体制および方針（業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、会社の支配に関する基本方針）

事前議決権行使のご案内

「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
事前の議決権行使には以下の２つの方法がございます。

TYPE A

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返信ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限　2024年11月27日（水）午後６時30分

TYPE B

インターネットによる議決権行使

1 QRコードを読み取る方法（スマート行使）又は
2 ID/パスワード入力による方法
※詳しくは次ページをご覧ください。

行使期限　2024年11月27日（水）午後６時30分

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

Sample

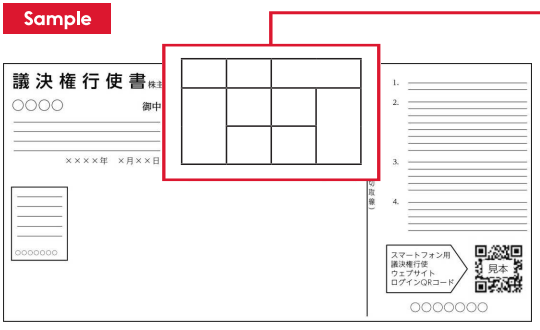

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

第１号議案 第２号議案 第５号議案 第６号議案	・賛成の場合 ・否認する場合	→ →	「賛」の欄に○印 「否」の欄に○印
第３号議案 第４号議案	・全員賛成の場合 ・全員否認する場合 ・一部の候補者を否認する場合	→ → →	「賛」の欄に○印 「否」の欄に○印 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際しては、以下の事項をご了承のうえ、ご行使ください。

方法（1）

QRコードを読み取る方法（スマート行使）

1．同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコード®をスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。
（ID・パスワードのご入力は不要です）

2．「スマート行使」による議決権行使は１回限りです。
修正したい場合は、下記「ID・パスワード入力による方法」をご利用ください。

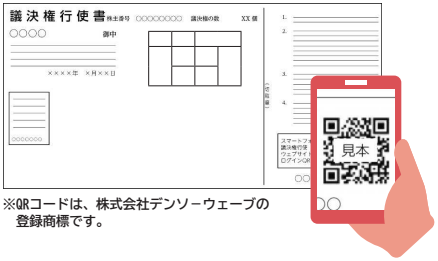

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

方法（2）

ID・パスワード入力による方法

1．「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

2．パスワード（株主様が変更されたものを含みます）は今回の総会のみ有効です。

重複して議決権を行使された場合のお取扱い

・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
・インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

その他

・インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。
・書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することができますが、当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、あらかじめご留意願います。

お問い合わせ	みずほ信託銀行証券代行部インターネットヘルプダイヤル TEL 0120-768-524（フリーダイヤル） 受付時間：午前９時～午後９時（年末・年始を除く）

（株主様限定）第37回定時株主総会インターネット配信のご案内

株主の皆様限定で、株主総会の模様をインターネットでライブ配信いたしますので、ご案内申し上げます。

１．配信日時　2024年11月28日（木）午前10時～株主総会終了まで
※通信環境等により、若干の遅延が発生する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

２．視聴方法

接続先URL
https://www.jins-webcast.com/

・上記のURLを入力またはQRコードを読み取り、ページの案内に従ってインターネット配信のページにアクセスしてください。
・インターネット配信のページへのアクセスには、以下のID・パスワードの入力が必要です。

ID	株主様のご自身の株主番号（数字９桁※同封の議決権行使書に記載がございます）
パスワード	jins2024

３．ご視聴に関する注意事項
① ご利用される機器やインターネットの通信環境により、ご視聴いただけないなど、映像や音声に不都合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
② ご視聴に伴う通信料金等は株主様のご負担となります。
③ 配信をご視聴される株主様は、会社法上、本株主総会に参加したものとして取り扱われるわけではございません。そのため株主総会当日の決議にご参加いただくことができません。また、その場でのご質問、ご意見及び動議はお受けすることができません。書面またはインターネットにより事前に議決権を行使のうえ、ご視聴ください。
④ インターネットにより事前にご質問を受付しておりますので、ご利用ください。
⑤ 配信の録画・撮影や保存、第三者への提供又は公開はご遠慮ください。また、接続先URLやID・パスワードの外部公開はお控えください。

４．よくあるご質問とご回答
Q1）URLからアクセスできない
⇒ URLの誤入力にご注意ください。スマートフォン・タブレットをご利用の場合は招集ご通知記載のQRコードからのアクセスをお試しください。
Q2）動画が見られない、途中で見られなくなった
⇒ PCの場合、Google Chromeでの視聴を推奨しております。Webブラウザによってはご視聴できない可能性がございます。ご注意ください。
⇒ ライブ配信後の再配信はございません。
Q3）招集ご通知を紛失してしまいアクセスできない
⇒ ご自身の株主番号と氏名・住所をご記入のうえ、2024年11月27日（水）午後３時までにtoiawase@jins.com宛にメールでお問い合わせください。

（株主様限定）事前質問の受付のご案内

次のウェブサイトから株主様からのご質問を事前にお受けします。

接続先URL	https://magicalir.net/survey

※事前質問ページへのアクセスには、次のアンケートコードの入力が必要です。

アンケートコード	jins2024

受付期間：2024年11月22日（金曜日）午後６時まで

ご質問のうち、株主の皆様の関心の高い事項につき、株主総会でご回答させていただく予定ですが、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、中長期的な株主価値の増大を最重点課題と認識し、将来の事業展開に備えた適切な内部留保の充実と、株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を実現していくことを基本方針とし、連結配当性向30%を目処に上期業績及び下期業績に応じてそれぞれ中間配当及び期末配当を実施しております。この方針及び各業績に基づき、１株当たり20円の中間配当を実施しており、期末配当につきましては、１株当たり41円といたしたいと存じます。
なお、詳細につきましては、次のとおりであります。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金41円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は969,237,376円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

2024年11月29日といたしたいと存じます。

第２号議案から第６号議案までに共通する参考事項

1　監査等委員会設置会社の特徴

(1) 監査等委員会設置会社には、３人以上の監査等委員である取締役から構成され、かつ社外取締役が過半数を占める監査等委員会が置かれます。

(2) 監査等委員である取締役は、取締役会において議決権を有し、監査等委員でない取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定に関与いたします。また、監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査することに加え、監査等委員でない取締役の選解任や報酬について、株主総会で意見を述べることができる権限を有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能がより強化されております。

(3) 監査等委員会設置会社では、取締役の過半数が社外取締役である場合、または定款の定めがある場合、取締役会の決議により、重要な業務執行（一定の事項を除く。）の決定を取締役に委任することができます。これにより、業務執行の迅速な意思決定が可能となる一方、業務執行に対する監督に重点を置いた取締役会の運営が可能となります。

2　監査等委員会設置会社への移行の理由

当社は、とりまく環境がめまぐるしく変化するなかで、その変化をとらえながら、国際社会や地域社会に対してサステナブルな事業を推進し、企業としてなすべき社会的責任を果たしていきたいと考えています。そのために、社会貢献を伴った中長期的な企業価値の創造を実現するべく、コーポレートガバナンスをより実効性のあるものとし、意思決定の迅速化や業務執行の適切性・効率性を担保するための監督機能の整備、内部統制機能の充実等、健全性・透明性のある経営体制の構築に積極的に取り組んでまいりました。

今般、監査等委員会設置会社に移行することにより、監査を担う役員（社外役員を含みます。）による取締役会の監督機能をより強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実・強化を目指してまいります。

3　監査等委員会設置会社への移行後の体制

(1) 監査等委員会設置会社のイメージ

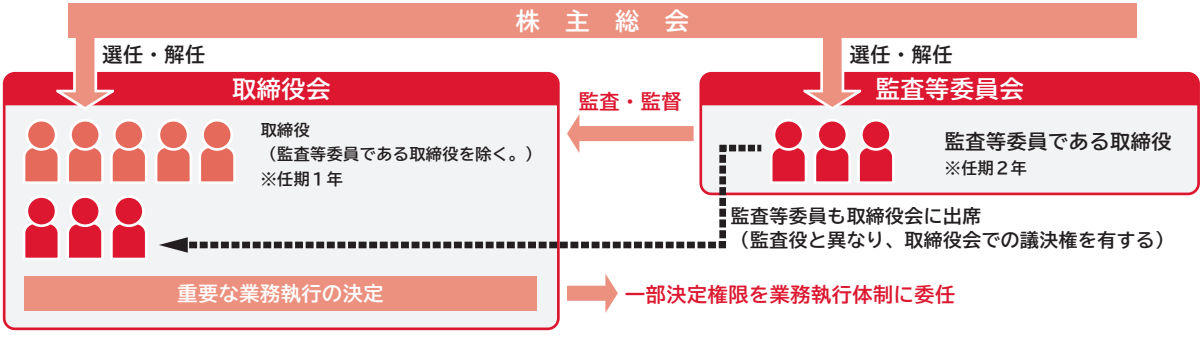

（2）監査役会設置会社と監査等委員会設置会社の制度比較、移行後の当社の体制

	監査役会設置会社 （現在の体制）	監査等委員会設置会社 （移行後）	
変更となる機関	監査役、監査役会	監査等委員会	第２号議案
選任	取締役と監査役を選任	監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任	
任期	取締役２年 監査役４年	取締役（監査等委員である取締役を除く。）１年 監査等委員である取締役２年	
重要な業務執行の決定	取締役への委任不可	取締役会の決議により、重要な業務執行（一定の事項を除く。）の決定を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任等・報酬等についての意見陳述権	なし	あり（監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において監査等委員会の意見を述べることができる）	

役員数	取締役５名（うち社外３名）	取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名（うち社外３名）	第３号議案
	監査役３名（うち社外３名）	監査等委員である取締役３名（うち社外３名）	第４号議案
役員報酬限度額	取締役　年額５億円以内 （うち社外分　年額１億2,000万円以内）	取締役（監査等委員である取締役を除く。）年額10億円以内（うち社外分　年額３億円以内）	第５号議案
	監査役　年額３億円以内	監査等委員である取締役　年額３億円以内	第６号議案

第２号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除など、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。
なお、本定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　＜条文省略＞	第１条～第３条　＜現行どおり＞
（機関） 第４条　当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	（機関） 第４条　当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 ＜削除＞ ３．会計監査人
第５条　＜条文省略＞	第５条　＜現行どおり＞
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第12条　＜条文省略＞	第６条～第12条　＜現行どおり＞
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第13条～第17条　＜条文省略＞	第13条～第17条　＜現行どおり＞

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員数） 第18条　当会社の取締役は、８名以内とする。 ＜新設＞	（員数） 第18条　当会社の取締役は、12名以内とする。 ２　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は４名以内とする。
（選任方法） 第19条　＜条文省略＞ ２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３　＜条文省略＞ ＜新設＞	（選任方法） 第19条　＜現行どおり＞ ２　取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３　＜現行どおり＞ ４　当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜新設＞ ２　任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	（任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ３　任期満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
＜新設＞	4　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。
（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 2　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第22条　＜条文省略＞	第22条　＜現行どおり＞
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第24条～第25条　＜条文省略＞	第24条～第25条　＜現行どおり＞
（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第27条　＜条文省略＞	第27条　＜現行どおり＞

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
（員数） 第28条　　当会社の監査役は、４名以内とする。	＜削除＞
（選任方法） 第29条　　監査役は、株主総会において選任する。 ２　　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削除＞
（補欠監査役の予選の効力） 第30条　　補欠監査役の予選の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。	＜削除＞
（任期） 第31条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	＜削除＞
（常勤の監査役） 第32条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第28条　　監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役会の招集通知） 第33条　　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第29条　　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会の決議方法） 第34条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。	（監査等委員会の決議方法） 第30条　　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（監査役会規程） 第35条　　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第31条　　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（報酬等） 第36条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削除＞
（監査役の責任免除） 第37条　　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２　　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	＜削除＞
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第38条～第39条　＜条文省略＞	第32条～第33条　＜現行どおり＞
（報酬等） 第40条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（報酬等） 第34条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第41条　＜条文省略＞	第35条　＜現行どおり＞

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第７章　計算	第７章　計算
第42条～第44条　＜条文省略＞	第36条～第38条　＜現行どおり＞ 附 則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 2024年11月開催の第37回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第１項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第１項の定めるところによる。 （監査役の責任限定契約に関する経過措置） 2024年11月開催の第37回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第２項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第２号議案が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（５名）は、第２号議案における定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案は、第２号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。
取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。なお、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号１　再任

田中（たなか）　仁（ひとし）

生年月日
1963年１月25日

所有する当社の株式数
8,104,238株

取締役会出席状況
100%（15回/15回）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1988年７月　当社設立と同時に代表取締役社長に就任（現任）
- 2011年６月　株式会社ブランドニューデイ 代表取締役に就任
- 2012年９月　吉姿商貿（瀋陽）有限公司 董事長に就任
- 2013年２月　晴姿商貿（上海）有限公司（現 晴姿（上海）企業管理有限公司）董事長に就任（現任）
- 2013年２月　晴姿美視商貿（北京）有限公司 董事長に就任
- 2013年12月　JINS US Holdings,Inc. CEOに就任（現任）
- 2015年５月　株式会社ジンズノーマ 代表取締役に就任（現任）
- 2015年６月　台灣晴姿股份有限公司 董事に就任
- 2015年６月　オイシックス株式会社（現 オイシックス・ラ・大地株式会社）社外取締役に就任（現任）
- 2015年12月　JINS CAYMAN Limited Directorに就任（現任）
- 2016年２月　JINS ASIA HOLDINGS Limited Directorに就任（現任）
- 2018年５月　株式会社ジンズジャパン（現 株式会社ジンズ） 代表取締役CEOに就任
- 2018年12月　株式会社Think Lab 代表取締役CEOに就任
- 2018年12月　台灣晴姿股份有限公司 董事長に就任（現任）
- 2021年６月　日本通信株式会社 社外取締役に就任（現任）
- 2022年10月　めぶくグラウンド株式会社 社外取締役に就任（現任）
- 2023年12月　株式会社ジンズ 取締役に就任（現任）

取締役候補者とする理由
当社の創業者として、強いリーダーシップと経営に関する豊富な経験・知見を活かし、当社グループの発展を牽引する役割を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）取締役候補者が所有する当社の株式数には、2024年８月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。

候補者番号２　再任

田中（たなか）　亮（りょう）

生年月日
1985年８月６日

所有する当社の株式数
200,317株

取締役会出席状況
100%（15回/15回）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2008年４月　株式会社みずほ銀行入行
- 2011年３月　株式会社ブランドニューデイ入社
- 2012年９月　株式会社ブランドニューデイ事業部長に就任
- 2017年４月　当社入社
- 2017年９月　当社ブランドマネジメント室事業統括リーダーに就任
- 2020年12月　当社執行役員（国内アイウエア事業所管）に就任（現任）
- 2021年11月　当社取締役に就任
- 2022年10月　株式会社ヤマトテクニカル 取締役に就任（現任）
- 2022年11月　当社取締役副社長に就任（現任）
- 2023年１月　晴姿（上海）企業管理有限公司 董事に就任（現任）
- 2023年１月　JINS US Holdings, Inc. CFOに就任（現任）
- 2023年12月　株式会社ジンズ 代表取締役社長に就任（現任）

取締役候補者とする理由

当社グループへの入社以来、事業責任者としての豊富な経験と実績を有しており、当社の取締役会の意思決定及び監督機能の発揮に貢献いただけるものと判断することから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）取締役候補者が所有する当社の株式数には、2024年８月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。

候補者番号３ 再任 社外 独立

古谷　昇（こたに　のぼる）

生年月日
1956年11月13日

所有する当社の株式数
20,000株

取締役会出席状況
100%（15回/15回）

本定時株主総会終結時点での
在任期間
18年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2000年６月　株式会社ドリームインキュベータ 代表取締役に就任
- 2005年３月　有限会社ビークル 代表取締役に就任（現任）
- 2005年６月　コンビ株式会社 社外取締役に就任
- 2006年11月　当社社外取締役に就任（現任）
- 2013年３月　サンバイオ株式会社 社外取締役に就任（現任）
- 2018年３月　株式会社メドレー 社外取締役に就任（現任）
- 2022年６月　参天製薬株式会社 社外取締役に就任（現任）

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

古谷昇氏につきましては、豊富な経営者経験及び幅広い見識等を当社の経営に活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で経営に対し監督をしていただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号４ 再任 社外 独立

國領（こくりょう） 二郎（じろう）

生年月日
1959年７月19日

所有する当社の株式数
1,379株

取締役会出席状況
80%（12回/15回）

本定時株主総会終結時点での
在任期間
７年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1982年４月　日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社
- 1992年６月　ハーバード大学経営学博士
- 1993年４月　慶應義塾大学大学院経営管理研究科助教授
- 2000年４月　慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
- 2003年４月　慶應義塾大学環境情報学部教授
- 2005年５月　慶應義塾大学SFC研究所長
- 2006年４月　慶應義塾大学総合政策学部教授（現任）
- 2009年４月　慶應義塾大学総合政策学部長
- 2013年５月　慶應義塾常任理事
- 2017年11月　当社社外取締役に就任（現任）
- 2019年７月　クオン株式会社 社外取締役に就任(現任)
- 2022年８月　株式会社Hacobu 社外取締役に就任(現任)
- 2022年10月　めぶくグラウンド株式会社 社外取締役に就任（現任）

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

國領二郎氏につきましては、大手通信会社での勤務経験並びに学識者としての経営及びIT等に関する幅広い経験を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で経営に対し監督をしていただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）取締役候補者が所有する当社の株式数には、2024年８月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。

候補者番号５ 再任 社外 独立

林（はやし） 千晶（ちあき）

生年月日
1971年８月８日

所有する当社の株式数
158株

取締役会出席状況
93%（14回/15回）

本定時株主総会終結時点での
在任期間
３年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1994年４月　花王株式会社入社
- 1999年６月　共同通信　ニューヨーク支局に入社
- 2000年２月　株式会社ロフトワーク設立 代表取締役に就任
- 2012年４月　MITメディアラボ 所長補佐に就任
- 2014年４月　株式会社飛騨の森でクマは踊る 代表取締役に就任
- 2019年４月　株式会社飛騨の森でクマは踊る 会長に就任（現任）
- 2020年３月　ピジョン株式会社 社外取締役に就任（現任）
- 2020年10月　弥生株式会社 社外取締役に就任（現任）
- 2021年２月　株式会社ロフトワーク 取締役会長に就任
- 2021年11月　当社社外取締役に就任（現任）
- 2022年８月　株式会社ハチハチを設立　代表取締役に就任（現任）
- 2022年９月　株式会社QO（キューゼロ）を設立　代表取締役に就任（現任）
- 2024年６月　生活協同組合コープさっぽろ 理事に就任（現任）

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

林千晶氏は、WEBサービス開発、コンテンツ企画等を提供する株式会社ロフトワークを創業し、様々なプロジェクトマネジメントを手掛けた経験を有し、また株式会社飛騨の森でクマは踊るを設立し、岐阜県飛騨市の森林資源を活用した地域経済循環に取り組んでおられます。これらの豊富な見識と経験を活かし、当社の事業及びサステナビリティ施策に対する適切な助言をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）取締役候補者が所有する当社の株式数には、2024年８月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。

（注１）古谷昇氏、國領二郎氏及び林千晶氏は、社外取締役候補者であります。
（注２）当社は、古谷昇氏、國領二郎氏及び林千晶氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合には、引き続き３氏を独立役員とする予定であります。
（注３）当社は、古谷昇氏、國領二郎氏及び林千晶氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の額は、同法第425条第１項が定める最低責任限度額を限度としております。本議案が原案どおり承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。
つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。
また、本議案は、第２号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。なお、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号１　新任　社外

ありむら　まさとし
有村　正俊

生年月日
1958年１月13日

所有する当社の株式数
47株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1982年４月　株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
- 2009年１月　SMBCローンアドバイザー株式会社 取締役に就任
- 2013年６月　SMBC信用保証株式会社 取締役に就任
- 2014年６月　SMBCグリーンサービス株式会社 社外監査役に就任
- 2019年６月　SMBC信用保証株式会社 専務取締役に就任
- 2020年11月　当社社外監査役に就任(現任)
- 2021年７月　晴姿（上海）企業管理有限公司 監事に就任(現任)
- 2022年10月　株式会社ヤマトテクニカル 監査役に就任(現任)
- 2023年１月　台灣晴姿股份有限公司 監察人に就任(現任)

監査等委員である取締役候補者とする理由及び期待する役割

長年にわたる金融機関での勤務経験およびその関連会社での経営経験を当社の監査に活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で経営に対し監督をしていただけることを期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

（注）取締役候補者が所有する当社の株式数には、2024年８月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。

候補者番号２ 新任 社外 独立

大井（おおい） 哲也（てつや）

生年月日
1972年１月５日

所有する当社の株式数
－株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2001年10月　弁護士登録　TMI総合法律事務所入所
- 2007年８月　カールスミス・ボール法律事務所（米国）研修
- 2011年１月　TMI総合法律事務所 パートナーに就任（現任）
- 2013年11月　当社社外監査役に就任（現任）
- 2014年７月　株式会社マーケットエンタープライズ 社外監査役に就任（現任）
- 2016年９月　テックファームホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）に就任（現任）
- 2019年12月　TMIプライバシー＆セキュリティコンサルティング 株式会社代表取締役に就任（現任）
- 2022年７月　株式会社イメージ・マジック 社外取締役(監査等委員)に就任(現任)

監査等委員である取締役候補者とする理由及び期待する役割

大井哲也氏は、弁護士資格を保有しており、法曹として豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から当社経営に対し監査機能を発揮していただけることを期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号３ 新任 社外 独立

太田（おおた） 諭哉（つぐや）

生年月日
1975年12月16日

所有する当社の株式数
358株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1998年４月　安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行株式会社）入行
- 2001年10月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 2005年２月　有限会社スパイラル・アンド・カンパニー（現 株式会社スパイラル・アンド・カンパニー）代表取締役社長に就任（現任）
- 2005年３月　公認会計士登録
  太田諭哉公認会計士事務所　開業
- 2006年３月　税理士登録
- 2006年６月　税理士法人スパイラル 代表社員に就任（現任）
- 2006年８月　株式会社シャノン 社外監査役に就任
- 2015年10月　株式会社Eストアー 監査役に就任
- 2015年10月　ナレッジスイート株式会社 社外監査役に就任
- 2017年11月　当社社外監査役に就任（現任）

監査等委員である取締役候補者とする理由及び期待する役割

太田諭哉氏は、公認会計士資格及び税理士資格を保有しており、その専門的見地から当社経営に対し監査機能を発揮していただけることを期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

（注）取締役候補者が所有する当社の株式数には、2024年８月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。

（注１）有村正俊氏、大井哲也氏及び太田諭哉氏は、社外取締役候補者であります。なお現在は当社の社外監査役であります。
（注２）当社は、大井哲也氏及び太田諭哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
（注３）本議案が原案どおり承認された場合、当社は、有村正俊氏、大井哲也氏及び太田諭哉氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度としております。
（注４）当社は、監査等委員である取締役候補者大井哲也氏が所属するTMI総合法律事務所との間で法務顧問契約を締結しております。当社グループが当該顧問契約に基づきTMI総合法律事務所に当期中に支払った報酬は、当社グループの当期の販売管理費合計額の1.0%未満であります。

（ご参考）当社役員のスキルマトリクス（本総会議案承認後）

氏名	性別	属性		当社が特に期待する知見・経験								
		社内・社外	独立性（社外のみ）	企業経営・経営戦略	ESG・サステナビリティ	ブランド戦略・マーケティング	R&D・イノベーション	財務・ファイナンス	法務・コンプライアンス	IT	HR、人事戦略	グローバル
田中　仁	男	社内		●	●	●	●					●
田中　亮	男	社内		●	●	●					●	●
古谷　昇	男	社外	●	●		●						●
國領　二郎	男	社外	●	●	●		●			●		●
林　千晶	女	社外	●	●	●	●					●	●
有村　正俊（監査等委員）	男	社外	－					●	●			
大井　哲也（監査等委員）	男	社外	●						●	●		●
太田　諭哉（監査等委員）	男	社外	●	●				●				

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第２号議案が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。
当社の取締役の報酬の額は、2021年11月25日開催の第34回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役120百万円以内）としてご承認いただき、現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、年額1,000百万円以内（うち社外取締役300百万円以内）といたしたく存じます。
本議案については、当社の事業規模、現行の役員報酬体系やその支給水準、昨今の経済情勢等諸般の事情に加え、今後の事業拡大等へ柔軟に対応することができるようにすること等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会（代表取締役及び独立社外取締役で構成）からの答申を踏まえて取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。
また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告に記載のとおりであり、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）についても概ね同内容の方針とする予定であります。
なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。
第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認された場合、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名（うち社外取締役３名）となります。
また、本議案は、第２号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第２号議案が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。
つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、年額300百万円以内といたしたく存じます。
本議案は、当社の事業規模、監査等委員の職責や昨今の経済情勢等諸般の事情に加え、今後のガバナンス強化の要請等へ柔軟に対応することができるようにすること等を総合的に勘案しつつ決定したものであり、その内容は相当であると判断しております。
なお、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は３名となります。
また、本議案は、第２号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

JINSの37期トピックス（商品・サービス）

2024.4

クリアな視界を実現する「JINS極上遠近レンズ」

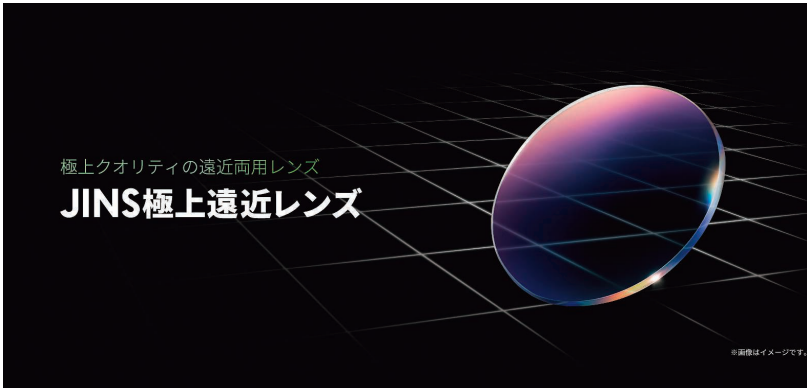

歪みの少なさと視野の広さで、初めての方にも使いやすい極上クオリティの遠近両用レンズが登場。

2024.6

避けられないメガネのお悩みを軽減「目が小さくならないメガネ」

“目が小さく見える”や“レンズの厚みが目立つ”といった、強度近視の方を中心に多く寄せられるお悩みを軽減。

2024.7

「技術の集積」が生む作品のようなアイウエア「JINS UKIYO」

メガネの聖地・鯖江の職人たちによって、浮世絵をモチーフに日本の美を具現化したアイウエア。

2024.8

半分に折りたたんで携帯できる「JINS Half」

“はんぶん”に折りたたんで持ち歩き、かんたん。旅行、災害などあらゆる“もしも”のシーンに活躍。

JINSの37期トピックス（商品・サービス）

2024.3

JINS がルミネ初出店！

JINSブランドとしてファッションビル「ルミネ」へ初出店となる「JINSルミネ新宿店」が 3 月にオープン。

2024.4

RIM リニューアル

JINS の姉妹ブランド「RIM（リム）」『「今」がある、ぜんぶここに。』をコンセプトに、トレンドとともに常に変わり続けるブランドへと進化。

JINSの37期トピックス（企業情報）

2024.3

石川県に移動式メガネ販売車「JINS GO」を派遣

令和 6 年能登半島地震の支援で石川県の輪島市と穴水町に「JINS GO」を派遣。メガネの無償提供・修理・調整を実施。

2024.4

前橋市にサテライトオフィスを新設

価値創造の幅を広げる新たな拠点が誕生。前橋中心街の活性化や BCP にも寄与する「前橋馬場川オフィス」。

2024.4

「MSCI ESG レーティング」で最高評価「AAA」

MSCI
ESG RATINGS

AAA

CCC	B	BB	BBB	A	AA	AAA

ESGに取り組む世界の企業を格付する「MSCI ESGレーティング」において、最高評価である「AAA」を初めて獲得。

2024.7

社会課題解決に向けた取り組み「寝る育」を開始

日本睡眠協会と共同で、品川女子学院中等部および高等部へ睡眠に関する学習機会を提供。

JINSの37期トピックス（グローバル）

2024.1

アイウエアの、あるべきすがたを、ここから世界へ。LA 新規出店を決定

JINS JINS JINS
TOKYO TOKYO TOKYO
Coming soon to ABBOT KINNEY

米国ロサンゼルス有数のショッピングストリート、アボット・キニーへの出店計画を公表しグローバル展開を加速。

2024.7

台湾サービス業評価で 5 度目の金賞受賞

台湾国内のアイウエア業界内で最高のサービスレベルと評価され 9 度目の入賞、5 度目の金賞受賞を達成。

2024.7

ベトナム社会主義共和国における子会社設立を発表

2025 年夏頃を目処に 1 号店をホーチミン市にオープンし、アイウエア事業を開始する予定。

2024.7

マウイ島山火事、台湾東部沖地震への災害支援

日本国内にとどまらず、海外現地法人が主体となり各地域での災害支援を実施。

事業報告 2024年８月期
2023年９月１日 - 2024年８月31日

企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年９月１日～2024年８月31日）における国内経済は、新型コロナウイルス感染症対策による行動制限緩和に伴う社会経済活動の正常化により、個人消費やインバウンド需要は回復傾向にあり、世界的な政治情勢の変動による資源価格の高騰による物価上昇や、為替、金利を始めとした金融資本市場の変動等の経済への影響には十分注意が必要ではあるものの、景気の緩やかな回復がみられました。世界経済においては、前述の通り、物価上昇や金融資本市場の変動等による景気への影響が継続する中、特に中国では不動産市場の低迷や若年層の失業率上昇等による成長率の鈍化が見受けられ、更なる景気の下振れリスクの高まりが懸念されております。

国内眼鏡小売市場（視力矯正眼鏡）は、新型コロナウイルス感染症の影響が収束し、発生以前の水準へ回復の傾向が見受けられました。

このような市場環境の中で、当社グループのアイウエア事業では、経営課題として掲げているイノベーティブなプロダクト開発の強化及び店舗展開の推進などの取り組みを進めておりました。商品開発につきましては、お客様の利用シーンに応じた商品の開発に取り組み、自宅での使用を提案した「JINS HOME」等の新たな商品価値を提供するとともに、引き続き「近視のない世界の実現」に向けた取り組みの一環として、バイオレットライトを用いた近視進行抑制メガネ型医療機器開発の共同プロジェクトを進めておりました。店舗戦略につきましては、市場環境に応じてお客様の利便性の高い立地への出店を推進しており、国内においては、郊外ロードサイドや小型のショッピングモールなどを中心に出店を進めました。また、海外においては、新たな購買体験ができる店舗の検討等に取り組んでおりました。

店舗展開につきましては、当連結会計年度末における店舗数は、国内495店舗、海外241店舗（中国167店舗、台湾61店舗、香港９店舗、米国４店舗）の合計736店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は、国内および海外の新規出店の効果もあり82,999百万円（前年同期比13.3%増）となりました。また、売上高が伸長したこと等により営業利益は7,836百万円（前年同期比61.7%増）、経常利益は7,735百万円（前年同期比106.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,671百万円（前年同期比165.1%増）となりました。

財務ハイライト

売上高

（単位：百万円）

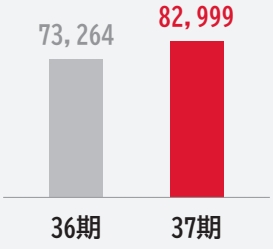

営業利益

（単位：百万円）

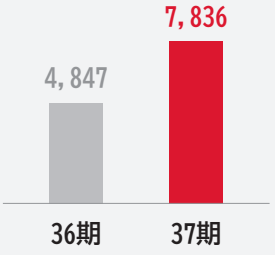

経常利益

（単位：百万円）

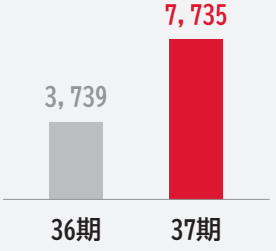

親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）

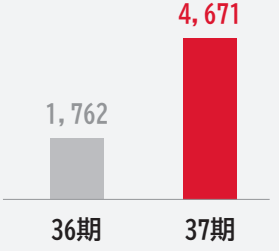

現金及び現金同等物

（単位：百万円）

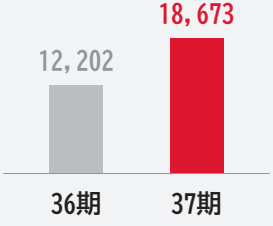

フリーキャッシュフロー ※

（単位：百万円）

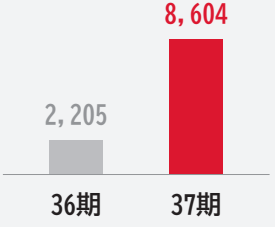

※営業活動によるキャッシュフロー
＋ 投資活動によるキャッシュフロー

JINS店舗数（連結）

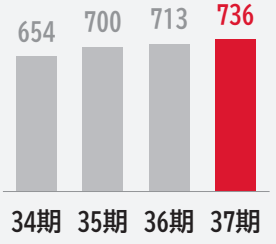

1株当たり配当金

（単位：円）

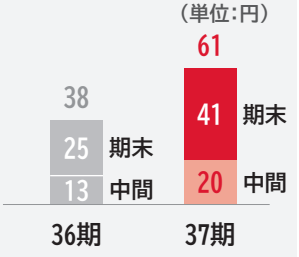

国内アイウエア事業

2024年８月末時点

国内店舗数

495 店舗

JINS 国内店舗数

81 店舗

うち国内ロードサイド店舗数

国内アイウエア事業につきましては、前期に引き続き店頭でのお客様一人ひとりへの接客を強化し、世界最高水準屈折率の両面非球面レンズ「JINS極薄レンズ」をはじめとしたオプションレンズの装着率が上昇したほか、自宅での使用を提案した、快適でストレスフリーなかけ心地と日常を自分らしく楽しめるデザイン性を兼ね備えた“おうち時間に着替えるメガネ”「JINS HOME」等が好評を博したことや、夏季にかけて、紫外線や光によって色が変わる可視光調光レンズ等のオプションレンズやサングラスといった季節性商品への需要が増え、単価の上昇を牽引しました。

また、JINSアプリの会員数は2024年８月末現在で約1,521万人となりました。

店舗展開につきましては、国内店舗数は495店舗（出店25店舗、退店３店舗）となりました。

以上の結果、国内アイウエア事業の業績は、売上高64,293百万円（前年同期比14.5%増）、営業利益7,791百万円（前年同期比74.5%増）となりました。

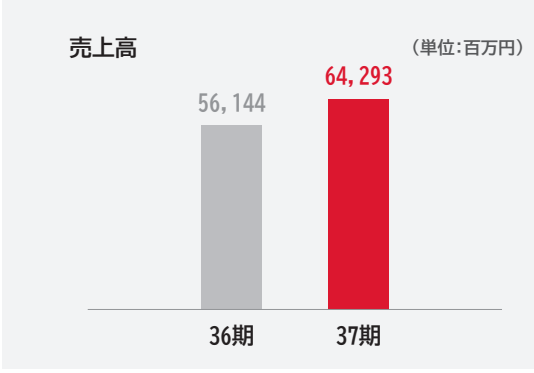

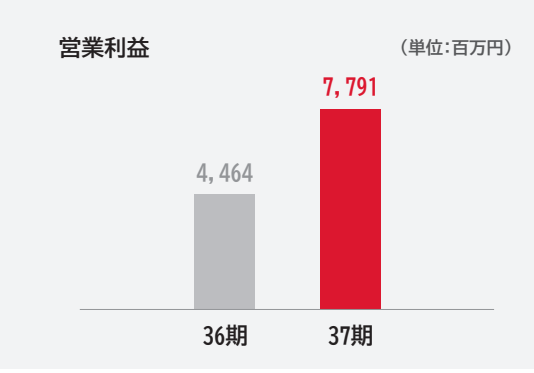

海外アイウエア事業

2024年６月末時点

海外店舗数

中国	台湾	香港	米国
167店舗	61店舗	9店舗	4店舗

海外アイウエア事業につきましては、中国においては、新型コロナウイルス感染症の影響は収束したものの、不動産市場の低迷や若年層の失業率上昇等による消費の低迷が続いており、当社の業績への影響がありました。

台湾においては、引き続きオプションとして取り揃えている日本製レンズが好評を博していること等により業績は順調に推移しました。

香港においては、出店により売上高は増加しているものの、為替の影響による中国や日本へのアウトバウンド増加等があり、業績は想定よりも下回りました。

米国においては、事業構造改革を進め、既存店の売上高も好調に推移しました。

店舗展開につきましては、中国167店舗（出店12店舗、退店17店舗）、台湾61店舗（出店７店舗、退店１店舗）、香港９店舗（出店１店舗、退店１店舗）、米国４店舗（出店、退店なし）の合計241店舗となりました。

以上の結果、海外アイウエア事業の業績は、売上高18,705百万円（前年同期比9.3%増）、営業利益44百万円（前年同期比88.4%減）となりました。

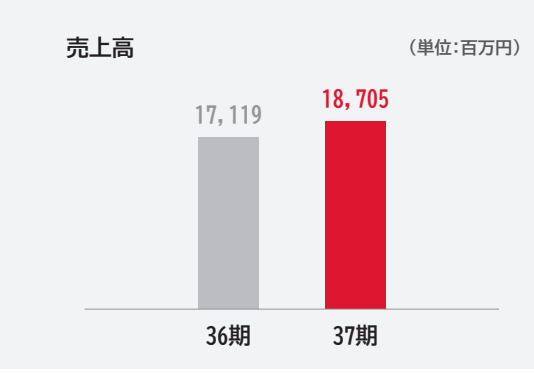

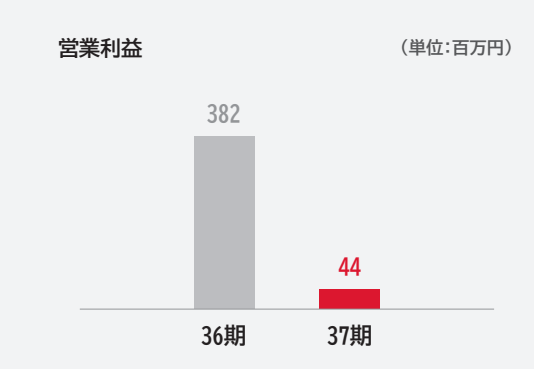

セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

事業名/期	第37期（2024年８月期・当連結会計年度）		
	金額	構成比	前年同期比
国内アイウエア事業	64,293百万円	77.5%	14.5%
海外アイウエア事業	18,705百万円	22.5%	9.3%
合計	82,999百万円	100.0%	13.3%

(2) 資金調達の状況

当社は、運転資金及び店舗出店数等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、2022年８月26日付にて取引銀行と80億円のコミットメントライン契約を締結し継続しております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資等につきましては、店舗の出店及び改装等を行い、敷金及び保証金を含めた設備投資総額は、4,540百万円となっています。事業部門別の内訳は、次のとおりであります。

【国内アイウエア事業】
JINSルミネ新宿店をはじめ、アイウエア専門ショップの新規出店25店舗、改装17店舗による敷金及び保証金等を含め、3,457百万円の投資を実施いたしました。

【海外アイウエア事業】
海外におけるアイウエア専門ショップの新規出店20店舗等による敷金及び保証金等を含め、1,083百万円の投資を実施いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分、新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループの中長期的な経営戦略達成のための優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

1.イノベーティブなプロダクト開発の強化

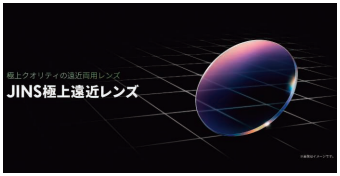

当社グループは、これまでも「エアフレーム」や「JINS SCREEN」といったアイウエアに新しい価値をもたらす商品の開発を進めてまいりましたが、競争環境の激しい市場の中ではすぐにコモディティ化してしまい、商品の競争優位性がなくなってしまうことが課題であると認識しています。
そういった課題の中で、お客様の利用シーンに応じた商品の開発に取り組み、自宅での使用を提案した「JINS HOME」等の新たな商品価値を提供するとともに「近視のない世界の実現」に向けた取り組みの一環として、バイオレットライトを用いた近視進行の抑制を目的としたメガネ型医療機器の開発の共同プロジェクトを推進するなど、お客様との双方向のコミュニケーションを重ねながら、お客様のニーズにマッチした商品を安定的かつ継続的に開発し提供できるよう取り組んでまいります。

2.サプライチェーンの再構築

当社グループは、店舗で販売している商品のデザインや企画は自社で行っていますが、フレームの製造は主に中国の協力工場に製造を委託しております。中国での生産拠点の一極集中はグローバルな経済動向や為替変動などのリスクにさらされており、将来に亘る継続的かつ安定的な商品調達に課題があると認識しています。
生産拠点の分散化のため、中国以外の海外生産拠点を検討するとともに、福井県に拠点を置くヤマトテクニカル社を子会社化し、当社グループの主要な販売拠点である日本国内での商品生産の拡大を目指し、合わせて店頭までのリードタイムを短縮できるよう取り組んでまいります。

3.持続的な店舗展開の推進

当社グループは、主に都心部や地方の中核都市及びその近郊、広域型ショッピングセンター、百貨店や駅ビル等を中心に出店を行うとともに、一部郊外ロードサイドの出店を行う等、ロケーションの多様化を推進してまいりましたが、今後、更なる店舗展開を推進していくには、効率的かつお客様のニーズの多様化に合わせた店舗の構築が重要な課題であると認識しております。
そのため、グローバル各国、地域の出店状況に合わせ、未出店の地域や郊外ロードサイドへの出店を進める一方で、地域によってはドミナントを強化するなど、お客様に最適な購買体験をしていただくことができ、かつ生産性の高い店舗の拡大を図ることで更なる店舗基盤の強化を進めてまいります。

4.デジタル化の推進

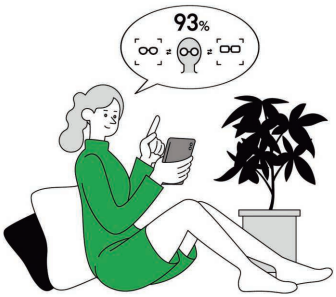

当社グループは、かねてよりＥＣサイトでの販売やアプリの活用を進めておりますが、当社グループを取り巻く社会環境においては、デジタル技術の向上に伴い、商取引が多様化しております。

そういった環境の中で、ＥＣサイトやアプリの活用だけではなく、商品選び、決済、商品のお渡しなどのお客様との接点において、先進的なデジタル技術を活用し、お客様のニーズに合わせた利便性の高い購買体験を提供してまいります。

また、お客様との接点に限らず、本部における商品管理、業績管理等の業務においても、戦略的な投資を通じ、より高度なデジタル化を図り、最適化、効率化を進めることで更なる企業価値の向上に努めてまいります。

5.グローバル展開の推進

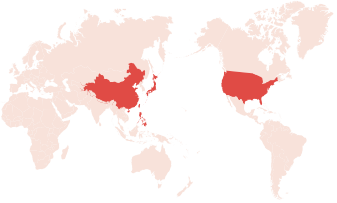

当社グループが、今後とも持続的な成長を成し遂げるためには、グローバル展開の推進が重要であり、海外ビジネスを拡大していくための基盤整備が重要な課題であると認識しております。

すでに進出している国、地域での更なる成長を推進していくとともに、新規進出国への検討においても、市場環境や法令の調査、各国の状況に即した新たなビジネスモデルの構築など、海外展開の加速化を推進していく体制強化に努めてまいります。

6.サステナビリティ活動の推進

当社グループは、新たに「アイウエアを通して、未来の景色を変えていく。」というサステナビリティ・ステートメントを定め、「Magnify Life」というビジョンを事業活動を通じて実現し、持続可能な社会作りと企業価値の向上を目指しております。

新たなサステナビリティ・ステートメントのもと、今後取り組むべき重点領域を「環境への配慮」「安心の製品とサービス」「サプライチェーンの労働環境整備」「ヘルスケア・イノベーション」「社会への貢献」「健全なガバナンス」の６つと定め、社会的責任を果たすとともに、持続的な社会貢献に取り組んでまいります。

7.雇用環境の変化への対応

当社グループを取り巻く社会環境においては、労働人口の減少、人件費の高騰が続いており、更なる店舗展開の推進やデジタル化の推進を進めて行くためには、優秀な人材の確保が課題となっております。

足許の雇用情勢を把握し、適時適切な人材が確保できるよう努めるとともに、各種オペレーションの自動化を進め、生産性の向上に取り組んでまいります。

（9）財産及び損益の状況

区　分	34期 （2021年８月期）	35期 （2022年８月期）	36期 （2023年８月期）	37期 （2024年８月期）
売上高（百万円）	63,898	66,901	73,264	82,999
経常利益（百万円）	5,020	3,789	3,739	7,735
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	3,292	750	1,762	4,671
１株当たり当期純利益（円）	141.07	32.17	75.50	200.17
総資産（百万円）	53,007	54,721	44,863	54,045
純資産（百万円）	20,219	20,406	21,779	25,593
１株当たり純資産額（円）	866.29	874.33	933.14	1,096.57

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第35期の期首から適用しており、第35期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

財産及び損益の状況の推移グラフ

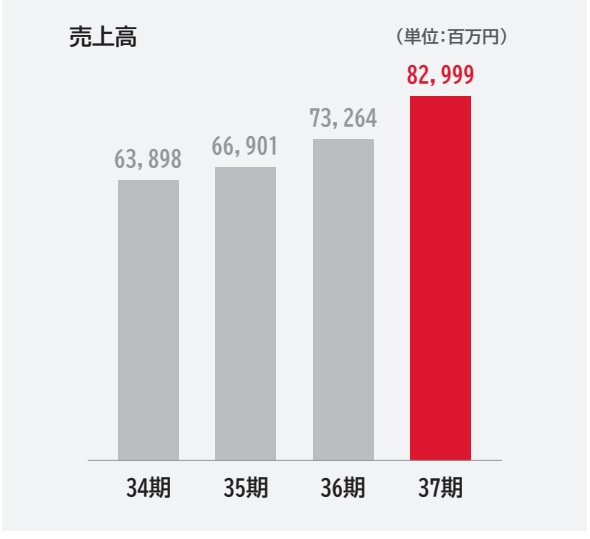

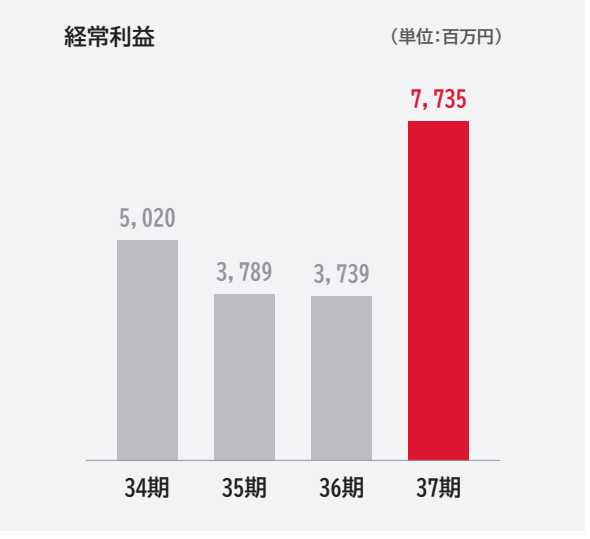

親会社株主に帰属する当期純利益

（単位：百万円）

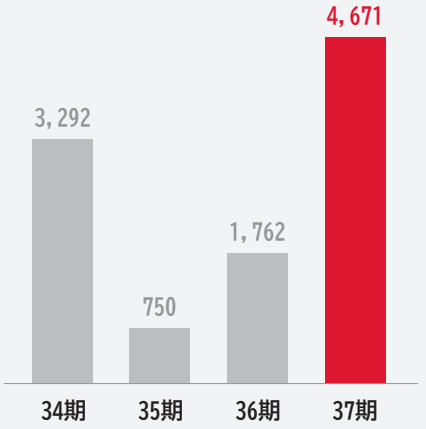

1株当たり当期純利益

（単位：円）

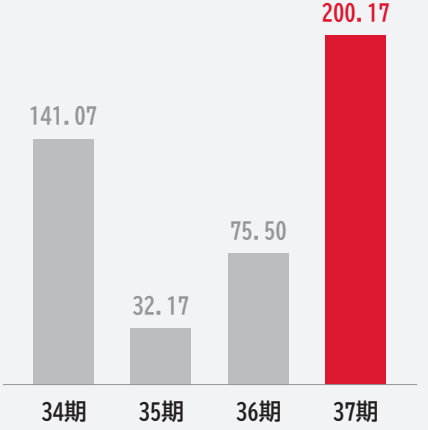

総資産

（単位：百万円）

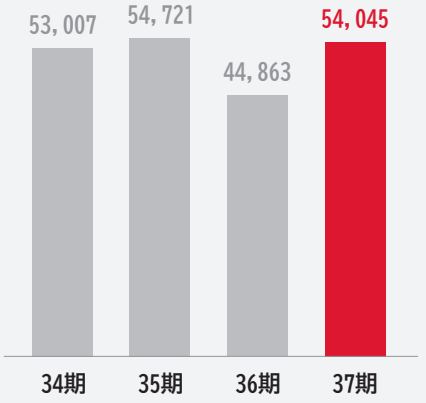

純資産

（単位：百万円）

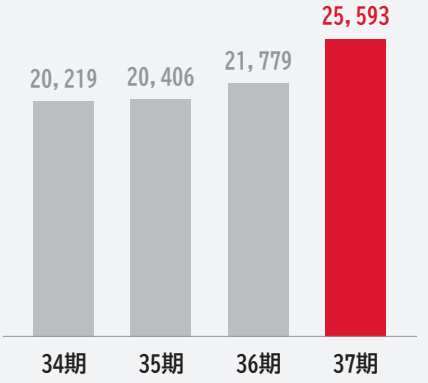

（10）主要な事業内容（2024年８月31日現在）

事業区分	事業内容
国内アイウエア事業	アイウエア（眼鏡、サングラス、その他眼鏡周辺商品）の企画・生産・流通・販売など
海外アイウエア事業	海外におけるアイウエア（眼鏡、サングラス、その他眼鏡周辺商品）の販売など

（11）重要な子会社の状況（2024年８月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率(注)1	主要な事業内容
株式会社ジンズ	110,000千円	100.0%	日本におけるアイウエアの企画・生産・流通・販売
株式会社ヤマトテクニカル(注)2	10,204千円	100.0%	日本におけるアイウエアの製造・販売
睛姿(上海)企業管理有限公司	22,270千米ドル	100.0% (100.0%)	中国におけるアイウエア事業の統括及びアイウエアの販売
JINS US Holdings, Inc.	48,500千米ドル	100.0%	米国におけるアイウエア事業の統括
JINS Eyewear US, Inc.	48,480千米ドル	100.0% (100.0%)	米国におけるアイウエアの販売
JINS CAYMAN Limited	3.76米ドル	100.0%	アジアにおけるアイウエア事業の統括
JINS ASIA HOLDINGS Limited	220,432千香港ドル	100.0% (100.0%)	アジアにおけるアイウエア事業の統括
台灣睛姿股份有限公司	81,000千台湾ドル	100.0%	台湾におけるアイウエアの販売
JINS Hong Kong Limited	45,000千香港ドル	100.0% (100.0%)	香港におけるアイウエアの販売

（注）１．議決権比率欄の（　）内は、当社の子会社等が所有する議決権の比率を内数で示しております。
２．当社グループ内における子会社としての重要性が高まったため、当期より重要な子会社に含めております。
３．株式会社Think Labは2023年12月22日に清算結了致しました。

（12）主要な営業所及び工場の状況（2024年８月31日現在）

当社	所在地
本社	群馬県前橋市川原町二丁目26番地４
東京本社	東京都千代田区神田錦町三丁目１番地　安田シーケンスタワー

子会社	本社所在地	店舗数または製造拠点
株式会社ジンズ	群馬県前橋市	495店舗(注)１
睛姿(上海)企業管理有限公司	中国上海市	167店舗(注)２
JINS Eyewear US, Inc.	米国カリフォルニア州	４店舗(注)２
台灣睛姿股份有限公司	台湾台北市	61店舗(注)２
JINS Hong Kong Limited	中国香港特別行政区	９店舗(注)２
株式会社ヤマトテクニカル	福井県越前市	福井工場(福井県)

（注）１．株式会社ジンズ　地域別直営店舗数

北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	合計
17店	34店	211店	78店	71店	36店	48店	495店

２．2024年６月30日現在の店舗数を記載しています。

(13) 使用人の状況（2024年８月31日現在）

【企業集団の使用人の状況】

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,485名 [1,698 名]	1名減 [70名増]

（注）１．使用人数は就業員数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
２．使用人数欄の［外書］は、臨時従業員（１年以下の有期雇用契約者である準社員、契約社員及びアルバイト、並びにパートタイマー（１日8.0時間換算））の年間平均雇用人員数であります。

【当社の使用人の状況】

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
57名 [６名]	12名減 [２名減]	43.1歳	7.3年

（注）１．使用人数は就業員数であり、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
２．使用人数欄の［外書］は、臨時従業員（１年以下の有期雇用契約者である準社員、契約社員及びアルバイト、並びにパートタイマー（１日8.0時間換算））の年間平均雇用人員数であります。

(14) 主要な借入先の状況（2024年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	919百万円
株式会社三井住友銀行	729百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況 （2024年８月31日現在）

（1）発行可能株式総数

73,920,000株

（2）発行済株式の総数

23,980,000株 （自己株式340,064株を含む）

（3）株主数

35,492名

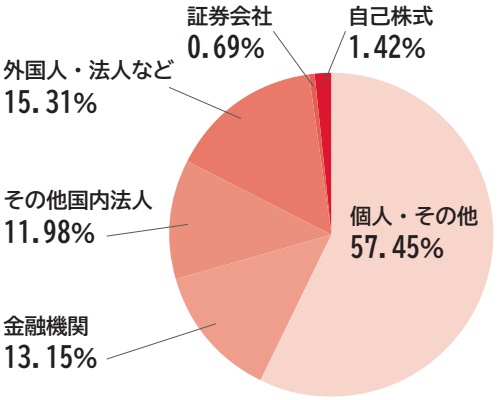

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
田中　仁	8,104,238株	34.28%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,902,700株	8.05%
合同会社マーズ	1,200,000株	5.08%
株式会社ジュピター	600,000株	2.54%
株式会社ヴィーナス	600,000株	2.54%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	507,000株	2.14%
中村　豊	400,000株	1.69%
上遠野　俊一	346,600株	1.47%
株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）	300,000株	1.27%
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	297,000株	1.26%

（注）１．日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数1,902,700株は、信託業務に係るものであります。なお、これらの内訳は、年金信託設定分6,600株、投資信託設定分350,300株、その他信託設定分1,545,800株となっております。
２．株式会社日本カストディ銀行の持株数507,000株は信託業務に係るものであります。なお、これらの内訳は、年金信託設定分15,600株、投資信託設定分297,400株、その他信託設定分194,000株となっております。
３．当社は「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が当社株式300,000株を所有しております。株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。
４．役員の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
５．持株比率は自己株式（340,064株）を控除して計算しております。

新株予約権等の状況 （2024年８月31日現在）

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の発行価額	無償
転換価額	修正後9,197円 （転換価額は一定の条件の下、修正又は調整される）
新株予約権の行使期間	2020年３月13日～2025年２月14日 （行使請求受付場所現地時間）
新株予約権付社債の残高	10,005百万円

会社役員の状況

（1）取締役及び監査役の状況（2024年８月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田中 仁	代表取締役CEO	晴姿（上海）企業管理有限公司　董事長 JINS US Holdings, Inc. CEO JINS CAYMAN Limited Director JINS ASIA HOLDINGS Limited Director 台灣晴姿股份有限公司　董事長 株式会社ジンズノーマ　代表取締役 オイシックス・ラ・大地株式会社　社外取締役 株式会社ジンズ　取締役 日本通信株式会社　社外取締役 めぶくグラウンド株式会社　社外取締役
田中 亮	取締役副社長	株式会社ヤマトテクニカル　取締役 晴姿（上海）企業管理有限公司　董事 JINS US Holdings, Inc. CFO 株式会社ジンズ　代表取締役社長
古谷 昇	取締役	有限会社ビークル　代表取締役 サンバイオ株式会社　社外取締役 株式会社メドレー　社外取締役 参天製薬株式会社　社外取締役
國領 二郎	取締役	慶應義塾大学総合政策学部 教授 めぶくグラウンド株式会社　社外取締役 クオン株式会社　社外取締役 株式会社Hacobu　社外取締役
林 千晶	取締役	株式会社飛騨の森でクマは踊る　取締役会長 ピジョン株式会社　社外取締役 弥生株式会社　社外取締役 株式会社ハチハチ　代表取締役 株式会社QO　代表取締役社長 生活協同組合コープさっぽろ　理事
有村 正俊	常勤監査役	株式会社ヤマトテクニカル　監査役 晴姿（上海）企業管理有限公司　監事 台灣晴姿股份有限公司　監察人

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大井 哲也	監査役	TMI総合法律事務所　弁護士 株式会社マーケットエンタープライズ　社外監査役 テックファームホールディングス株式会社　社外取締役（監査等委員） TMIプライバシー＆セキュリティコンサルティング株式会社　代表取締役 株式会社イメージ・マジック　社外取締役（監査等委員）
太田 諭哉	監査役	株式会社スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役社長 税理士法人スパイラル　代表社員

（注）1．取締役古谷昇氏、國領二郎氏及び林千晶氏は、社外取締役であります。
2．監査役有村正俊氏、大井哲也氏及び太田諭哉氏は、社外監査役であります。
3．当社は、古谷昇氏、國領二郎氏、林千晶氏、大井哲也氏及び太田諭哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役太田諭哉氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（2）取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	5　名	148　百万円
監査役	3　名	24　百万円
合計	8　名	172　百万円

（注）1．取締役の報酬限度額は、2021年11月25日開催の第34回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分120百万円）と決議させていただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち社外取締役３名）です。
2．監査役の報酬限度額は、2021年11月25日開催の第34回定時株主総会において年額300百万円以内と決議させていただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。
3．取締役会は、代表取締役CEO田中仁に対し、指名・報酬委員会（代表取締役及び独立社外取締役で構成）からの答申の内容の範囲内で、各取締役の基本報酬の額の配分の決定を委任しており、委任理由は当社全体の業績及び各取締役の評価を行うには代表取締役CEOが最適と判断したためであります。
　なお、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容は、「（３）取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法」に記載の取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針に基づき、取締役会が諮問機関として設置した指名・報酬委員会からの答申の内容の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役CEOが各取締役の基本報酬の額を決定しました。指名・報酬委員会が答申の内容を決定するにあたっては、その内容が上記の決定方針に沿うか否かも含めて審議をしているため、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものと判断しました。
4．業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。

（3）取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、2021年２月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ．基本方針

当社の取締役の報酬は、透明性・客観性を担保するため、各職責及び貢献度を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、責任範囲の大きさ、業績及び貢献度などを総合的に勘案した固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

ロ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責・在任年数等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役CEOがその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役会が諮問機関として設置した任意の指名・報酬委員会（代表取締役及び社外取締役で構成）からの答申の内容の範囲内での各取締役の基本報酬の額とする。委任理由は当社全体の業績及び各取締役の評価を行うには代表取締役CEOが最適と判断したためであります。

（4）社外役員に関する事項

【他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係】

区分	氏名	兼職先及び兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	古谷 昇	有限会社ビークル　代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		サンバイオ株式会社　社外取締役	
		株式会社メドレー　社外取締役	
		参天製薬株式会社　社外取締役	
	國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部 教授	
		めぶくグラウンド株式会社　社外取締役	当社は、同社に出資をしております。
		クオン株式会社　社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社Hacobu　社外取締役	
	林 千晶	株式会社飛騨の森でクマは踊る　取締役会長	
		ピジョン株式会社　社外取締役	
		弥生株式会社　社外取締役	
		株式会社ハチハチ　代表取締役	
		株式会社QO　代表取締役社長	
		生活協同組合コープさっぽろ　理事	

区分	氏名	兼職先及び兼職内容	当該他の法人等との関係
監査役	有村 正俊	株式会社ヤマトテクニカル　監査役	当社は、同各法人の完全親会社であります。
		晴姿（上海）企業管理有限公司　監事	
		台灣晴姿股份有限公司　監察人	
	大井 哲也	TMI総合法律事務所　弁護士	当社は、同事務所との間で法務顧問契約を締結しております。当社グループが当連結会計年度中に同事務所に支払った報酬総額は同年度の販売管理費の1.0%未満であります。
		株式会社マーケットエンタープライズ　社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。
		テックファームホールディングス株式会社　社外取締役（監査等委員）	
		TMIプライバシー＆セキュリティコンサルティング株式会社　代表取締役	
		株式会社イメージ・マジック　社外取締役（監査等委員）	
	太田 諭哉	株式会社スパイラル・アンド・カンパニー　代表取締役社長	
		税理士法人スパイラル　代表社員	

【各社外役員の主な活動状況】

区分	氏名	主な活動状況
取締役	古谷 昇	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
取締役	國領 二郎	当事業年度開催の取締役会15回中12回に出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
取締役	林 千晶	当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
監査役	有村 正俊	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会14回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
監査役	大井 哲也	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
監査役	太田 諭哉	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。

（注）　上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が６回ありました。

【責任限定契約に関する事項】

当社は、2015年11月26日開催の第28回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款の規定に基づき当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

a．取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項が定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。

b．監査役の責任限定契約

当社と監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項が定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。

【社外役員の報酬等の総額】

社外役員の報酬等の総額等	人数：　6名	報酬等の額：　48百万円

（注）　業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。

【記載内容についての社外役員の意見】

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ．公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	58　百万円
ロ．公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	ー　百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58　百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

３．当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項が定める最低責任限度額としております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2024年８月31日現在）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）
（資産の部）		
流動資産	32,254	23,757
現金及び預金	18,673	12,202
売掛金	6,572	5,059
商品及び製品	4,639	4,107
原材料及び貯蔵品	424	474
仕掛品	43	－
その他	1,900	1,912
固定資産	21,791	21,105
有形固定資産	11,133	11,122
建物及び構築物	9,461	9,022
機械装置及び運搬具	50	86
工具、器具及び備品	730	785
リース資産	503	688
建設仮勘定	75	250
その他	312	287
無形固定資産	2,538	1,991
その他	2,538	1,991
投資その他の資産	8,119	7,991
投資有価証券	952	1,012
長期貸付金	1,249	1,265
繰延税金資産	1,394	1,520
敷金及び保証金	4,392	4,101
その他	130	91
資産合計	54,045	44,863

科目	当期	前期（ご参考）
（負債の部）		
流動負債	25,663	11,270
買掛金	2,747	1,745
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	10,005	－
短期借入金	1,909	1,887
1年内返済予定の長期借入金	20	33
リース債務	225	353
未払金及び未払費用	6,211	4,986
未払法人税等	2,051	793
未払消費税等	541	525
契約負債	636	514
賞与引当金	429	85
商品保証引当金	250	190
事業構造改革費用引当金	66	－
その他	567	152
固定負債	2,787	11,813
転換社債型新株予約権付社債	－	10,015
長期借入金	24	11
株式給付引当金	70	－
リース債務	190	215
資産除去債務	1,166	1,070
その他	1,335	501
負債合計	28,451	23,083
（純資産の部）		
株主資本	25,180	21,509
資本金	3,202	3,202
資本剰余金	3,201	3,228
利益剰余金	22,818	20,081
自己株式	△4,041	△5,003
その他の包括利益累計額	413	269
その他有価証券評価差額金	77	93
為替換算調整勘定	335	175
純資産合計	25,593	21,779
負債純資産合計	54,045	44,863

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2023年９月１日から2024年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）
売上高	82,999	73,264
売上原価	18,554	17,001
売上総利益	64,444	56,263
販売費及び一般管理費	56,608	51,416
営業利益	7,836	4,847
営業外収益	101	360
受取利息	17	52
補助金収入	32	179
事業構造改革費用引当金戻入益	－	60
その他	50	67
営業外費用	202	1,468
支払利息	129	141
持分法による投資損失	18	1,107
不動産賃貸費用	－	116
為替差損	31	17
その他	22	85
経常利益	7,735	3,739
特別利益	516	－
投資有価証券売却益	516	－
特別損失	1,049	854
固定資産除却損	274	217
店舗閉鎖損失	36	45
減損損失	648	511
投資有価証券評価損	28	4
事業構造改革費用引当金繰入額	61	－
店舗臨時休業による損失	－	73
その他	0	1
税金等調整前当期純利益	7,202	2,884
法人税、住民税及び事業税	2,389	1,280
法人税等調整額	141	△157
当期純利益	4,671	1,762
非支配株主に帰属する当期純利益	－	－
親会社株主に帰属する当期純利益	4,671	1,762

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2023年９月１日から2024年８月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2023年９月１日　残高	3,202	3,228	20,081	△5,003	21,509	93	175	269	21,779
当期変動額									
剰余金の配当			△1,056		△1,056				△1,056
親会社株主に帰属する当期純利益			4,671		4,671				4,671
自己株式の取得				△0	△0				△0
連結範囲の変動		△5	△61		△66				△66
持分法の適用範囲の変動			122		122				122
株式給付信託に対する自己株式の処分		△962		2,345	1,383				1,383
株式給付信託による自己株式の取得				△1,383	△1,383				△1,383
自己株式処分差損の振替		940	△940		－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△16	159	143	143
当期変動額合計	－	△27	2,736	961	3,670	△16	159	143	3,814
2024年８月31日　残高	3,202	3,201	22,818	△4,041	25,180	77	335	413	25,593

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月29日

株式会社ジンズホールディングス
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　芝山 喜久

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三木 練太郎

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ジンズホールディングスの2023年９月１日から2024年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジンズホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年９月１日から2024年８月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。。
⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果
①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月29日

株式会社ジンズホールディングス　監査役会

常勤社外監査役　有村 正俊
社外監査役　大井 哲也
社外監査役　太田 諭哉

以　上

Map of The General Meeting of Shareholders

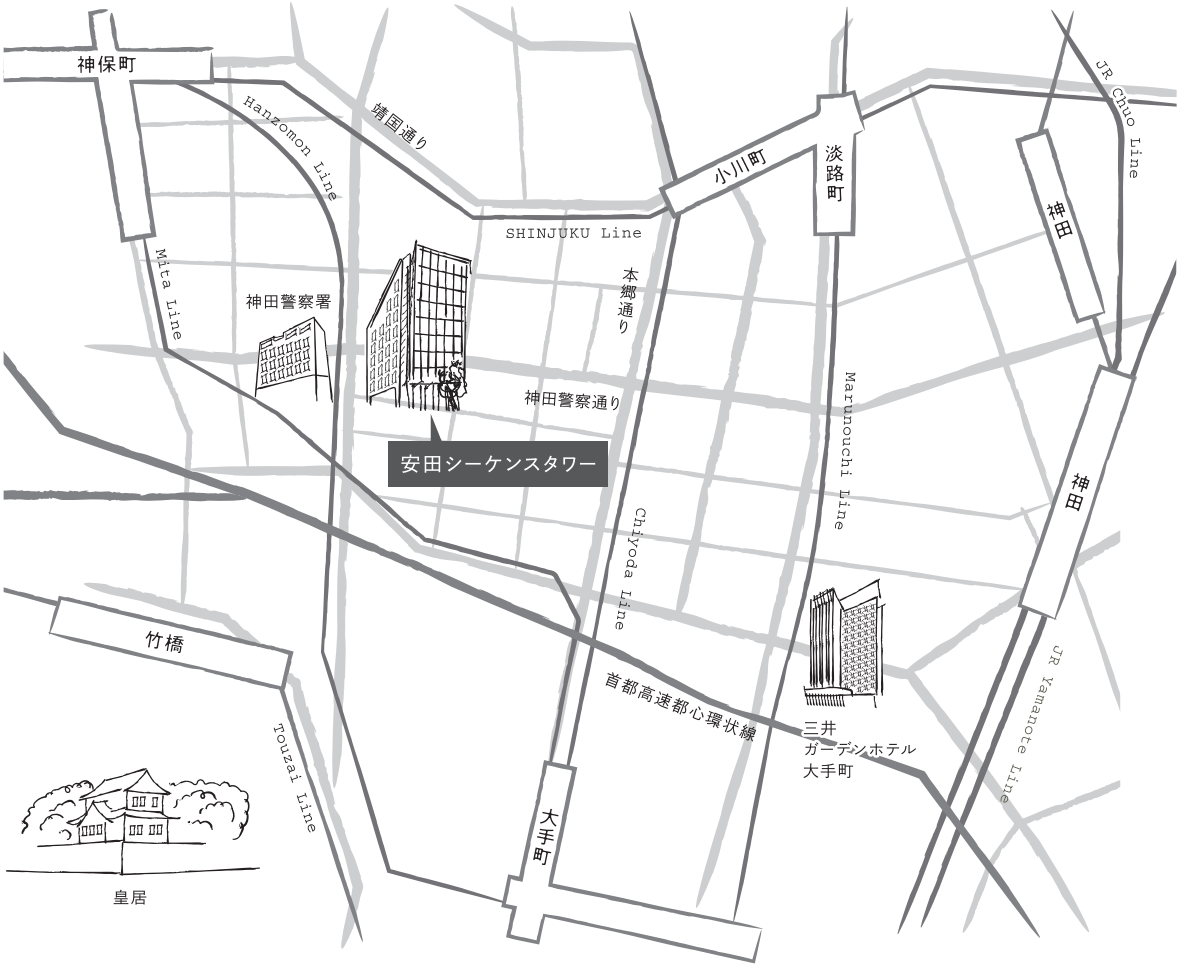

Venue

安田シーケンスタワー 2F
株式会社ジンズホールディングス 東京本社
東京都千代田区神田錦町3-1
TEL 03-6890-4801

Access

東京メトロ東西線／竹橋駅 徒歩約5分
都営新宿線／神保町駅徒歩約6分
都営新宿線／小川町駅 徒歩約6分
東京メトロ丸ノ内線／大手町駅 徒歩約8分
JR山手線／神田駅 徒歩約11分